

一般社団法人民事信託推進センター 民事信託士登録規則

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人民事信託推進センター（以下「本法人」という。）が実施する民事信託士の登録の申請・更新・取消し、拒否及び再登録等に関して、定款第16条に基づき必要な事項を定めるものである。

(民事信託士名簿)

第2条 本法人に民事信託士名簿を備える。

2 前項の民事信託士名簿は、磁気ディスク等電磁的記録をもつて調製することができる。

第2章 登 録

(民事信託士名簿に登録すべき事項等)

第3条 民事信託士名簿には、次に掲げる事項を登録する。

- (1) 民事信託士の氏名、生年月日、本籍（外国人にあつては、国籍等（国籍の属する国又は出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条第5号ロに規定する地域をいう。以下同じ。））及び住所
 - (2) 事務所の所在地
 - (3) 所属する本法人支部（以下「支部」という。）
 - (4) 登録番号
 - (5) 民事信託士となる資格の取得の事由及び年月日
- 2 民事信託士名簿には、前項の登録事項のほか、次の事項を本法人が記載し、又は記録する。
- (1) 登録の年月日
 - (2) 所属する支部の変更の登録の年月日
 - (3) 変更の登録（所属する支部の変更の登録を除く。）の年月日及びその事由
 - (4) 登録取消しの年月日及びその事由
- 3 本法人は、婚姻、離婚、養子縁組、離縁その他の事由により氏を変更した者から変更前の氏（戸籍、外国人住民に係る住民票に記載されたことのある氏で、本人が選択したもの。）を使用する申請があつたときは、第1

項第1号の氏名に職名として併記する。名を変更した者から変更前の名を使用する申請があつたときも、同様とする。

- 4 本法人は、事務所の名称を定めた者から、その名称の記載又は記録の申請があつたときは、第1項第2号の事務所の所在地に名称として併記する。ただし、他の法律において使用を制限されている名称又は民事信託士の品位を害する名称は、この限りでない。

(登録の種類)

第4条 登録は下記の3種類とする。

- (1) 新規登録 民事信託士名簿に初めて登載するための登録
- (2) 更新登録 更新手続きに基づく登録
- (3) 再登録 民事信託士名簿の登録取消し後の申請手続きに基づく登録

(新規登録の申請)

第5条 民事信託士名簿に初めて登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、その者が入会しようとする支部を経由して、本法人本部に所定の手数料を添えて民事信託士登録申請書（以下「登録申請書」という。）を提出しなければならない。

- 2 登録申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 申請者の写真
 - (2) 次に掲げるいずれかの書類
 - ア. 本籍の記載された住民票の写し
 - イ. 本籍の記載のない住民票の写し及び戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書
 - ウ. 申請者が外国人であるときは、国籍等の記載された外国人住民に係る住民票の写し
 - (3) 定款第17条第1号から第6号のいずれかに該当する者でないことの陳述書
- 3 第2項の書類のほか、本法人が必要を認めた場合には、その他の書類を添付しなければならない。

(新規登録に関する調査及び登録申請書の送付)

第6条 支部は、登録申請書を受け付けたときは、登録事項及び登録拒否事由の有無について調査したうえ、意見を付して、本法人本部に登録申請書を送付しなければならない。

- 2 前条第2項の書類又は同条第3項のその他の書類に不足がある場合には、

その書類を明記し、添付しない理由を付して本法人本部に送付しなければならない。

(新規登録)

第7条 本法人は、登録申請者が民事信託士となる資格を有し、かつ、新規登録を拒否する事由のいずれにも該当しない者であると認めるときは、民事信託士名簿に登録しなければならない。

2 前項により民事信託士名簿に登録をしたときは、本法人は、その者に登録証を交付するものとする。

(新規登録の拒否)

第8条 本法人は、登録申請者が民事信託士となる資格を有せず、又は下記各号のいずれかに該当している者であると認めるときは、新規登録を拒否するものとする。この場合において、当該申請者が第2号又は第3号に該当することを理由にその登録を拒否しようとするときは、第18条に規定する登録審査会の議決に基づいてしなければならない。

(1) 第5条第1項の規定による新規登録申請の手続をとらないとき

(2) 身体又は精神の衰弱により民事信託士の業務を行うことができないとき

(3) 民事信託士の信用又は品位を害するおそれがあるときその他民事信託士の職責に照らし民事信託士としての適格性を欠くとき

2 本法人は、前項の新規登録の拒否のうち、登録申請者が前項第2号又は第3号に該当する者であることを理由に登録を拒否しようとするときは、予め、当該申請者にその旨を通知して、相当の期間内に自ら又はその代理人を通じて弁明の機会を与えなければならない。

(新規登録に関する通知)

第9条 本法人は、新規登録をしたときは、その旨を、新規登録を拒否したときはその旨及びその理由を当該登録申請者に通知しなければならない。

(支部変更の登録)

第10条 事務所の移転により、所属する支部の変更の登録（以下「支部変更の登録」という。）を受けようとする者（以下「支部変更の登録申請者」という。）は、その者が新たに移転しようとする支部を経由して、本法人本部に、支部変更の登録申請書を提出しなければならない。

2 前項の支部変更の登録申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなけ

ればならない。

- (1) 申請者の写真
- (2) 資格者証の写し

(支部変更の登録に関する通知)

第11条 本法人本部は、支部変更の登録をしたときは、その旨を当該支部変更の登録申請者、申請を経由した支部及びその者が従前に所属していた支部に通知しなければならない。

- 2 本法人本部は、支部変更の登録を拒否したときは、その旨及びその理由を当該支部変更の登録申請者及び申請を経由した支部に通知しなければならない。

(登録事項の変更の届出等)

第12条 民事信託士は、民事信託士名簿に登録を受けた事項に変更を生じたときは、支部を経由して、遅滞なく、その旨を本法人本部に届け出なければならない。

(登録取消事由等の調査)

第13条 支部は、民事信託士が下記各号のいずれかに該当するに至ったときは、その旨を本法人本部に報告しなければならない。

- (1) 定款第17条各号のいずれかに該当し、又は該当すると思料するとき
 - (2) 身体又は精神の衰弱により民事信託士の業務を行うことができないとき
 - (3) 民事信託士の信用又は品位を害するおそれがあるときその他民事信託士の職責に照らし民事信託士としての適格性を欠くとき
 - (4) 民事信託士名簿に登録を受けた事項に変更を生じたとき
- 2 本法人本部は、前項の報告に関し、必要があるときは、その事実を調査し、又はその者が所属する支部に調査を委嘱することができるものとする。

(民事信託士名簿の登録の取消し)

第14条 本法人は、民事信託士が定款第17条各号のいずれかに該当することとなったとき又は更新登録を行わなかったときは、その者の民事信託士名簿の登録を取り消すものとする。

- 2 本法人は、民事信託士が前条第1項第2号若しくは第3号に該当するこ

ととなったとき、又は、定款第18条の本法人に対する業務報告を正当な理由なく求められた期日までに行わないときは、その者の民事信託士名簿の登録を取り消すことができるものとする。

- 3 第8条第1項後段の規定は、前項による登録の取り消しについて準用する。
- 4 本法人は、第2項の理由により民事信託士名簿の登録を取り消そうとするときは、あらかじめ、その者にその旨を通知して、相当の期間内に自ら又はその代理人を通じて弁明の機会を与えなければならない。
- 5 本法人は、民事信託士名簿の登録を取り消したときは、その旨及びその理由を、登録を取り消した者に通知しなければならない。

(再登録)

第15条 第7条、第8条及び第9条の規定は、再登録を受けようとする者について準用する。この場合、第7条第1項の民事信託士となる資格を有する者とは、民事信託士名簿の登録取消し後も引き続き本法人の会員として研鑽に努め、再登録にあたり必要な研修を履修した者であるものとする。

(規程への委任)

第16条 登録に関し必要な事項は、別に規程で定める。

(手数料)

第17条 民事信託士名簿の登録等に関する手数料は、次の各号に掲げる額とし、申請又は届出等の都度、本法人に納付しなければならない。

- (1) 新規登録 27,500円
 - (2) 更新登録(3年毎) 11,000円
 - (3) 再登録 11,000円
 - (4) 証明 2,000円
- 2 本法人が登録を拒否した場合又は登録申請者が登録の申請を取り下げた場合においては、本法人は第1項第1号の手数料を返還する。

(登録常務会)

第18条 本法人に、民事信託士の登録及び登録の取消しの調査のため、登録常務会を置く。

- 2 登録常務会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に規程で定める。

第3章 登録審査会

(登録審査会)

第19条 本法人に、登録審査会を置く。

- 2 登録審査会は、本法人の請求により、民事信託士の新規登録の拒否又は民事信託士名簿の登録の取消しについて審議を行う。

(登録審査会の組織及び招集)

第20条 登録審査会は、本法人の理事長及び理事が委嘱した委員5人をもつて組織する。

- 2 登録審査会は、登録審査会の会長が招集する。
- 3 登録審査会の会長は、本法人の理事長をもつて充てる。
- 4 登録審査会の委員（以下「委員」という。）は、民事信託士3人、学識経験者2人あて委嘱する。
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により選任された委員の任期は、前任者の残存期間とする。

(登録審査会の会議)

第21条 登録審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

- 2 登録審査会の議事は、出席した委員の過半数で議決する。ただし、可否同数のときは、登録審査会の会長が決する。
- 3 登録審査会の会議は、非公開とし、登録審査会の会長、委員及び本法人の職員は正当の理由がなければ職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 4 登録審査会は、審査に関し必要があるときは、当事者又は関係人その他必要と認める者に対して陳述若しくは説明の開陳又は資料の提出を求めるものとする。
- 5 登録審査会の議事については、議事録を作り、登録審査会の会長及び出席した委員全員が署名しなければならない。

(規程への委任)

第22条 この規則で定めるもののほか、登録審査会の運営に関して必要な事項は、別に規程で定める。

第5章 会費

(会費)

第23条 民事信託士は、本法人で定められた会費を支払わなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、2016年(平成28年)11月7日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の際、支部が組織されていない地域に関しては、支部事務を本法人本部が行うものとする。

(従前の民事信託士の登録に関する経過措置)

3 この規則施行の際、現に民事信託士の登録を受けている者は、本規則の規定により民事信託士名簿に登録を受けた者とみなす。

(施行猶予条項)

4 この規則中、下記条項については、当分の間施行を猶予するものとする。施行猶予期間中各条項につき不都合が生じた場合は、理事会決議によるものとする。

①第3条第1項(1)本籍及び住所に関する部分並びに(3)

②第5条第2項

③第6条

④第10条

⑤第11条

⑥第18条から第21条

【改正】

1 2016年(平成28年)12月5日改正

2 2017年(平成29年)2月6日改正

3 2019年(平成31年)3月7日改正

4 2022年(令和4年)4月1日改正

5 2024年(令和6年)1月1日改正